

ケアハウスさいきせせらぎ園重要事項説明書

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 佐伯さつき会 |
| (2) 法人所在地 | 広島県廿日市市津田 8 5 4 番地 |
| (3) 電話番号 | 0 8 2 9 - 7 2 - 2 7 0 0 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 吉田 久美子 |
| (5) 設立年月日 | 平成 7 年 9 月 1 4 日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称

ケアハウスさいきせせらぎ園

(2) 事業所の目的

社会福祉法人佐伯さつき会が設置するケアハウスさいきせせらぎ園（以下「施設」という。）は、低額な料金で家庭環境、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより利用者が安心して生き生きと明るく生活できることを目的とする。

(3) 事業所の所在地 広島県廿日市市津田 8 5 4 番地 Tel 0829-72-2700

(4) 事業管理者 岩本 聖子

(5) 運営方針

施設の管理運営については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供・相談機能の充実・余暇活動の援助・疾病・災害等緊急時の対応と処遇に万全を期することを基本方針とする。

(6) 事業者が行っている併設事業

- ・特別養護老人ホーム さいきせせらぎ園
- ・さいきせせらぎ園短期入所生活介護事業所
- ・さいきせせらぎ園訪問介護事業所
- ・デイサービスセンターさいきせせらぎ園

- ・さいきせせらぎ園居宅介護支援事業所
- ・養護老人ホームさいきせせらぎ園

3. 入所対象者について

当施設では、入所の対象を原則として年齢が60歳以上（夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上）で、介助を必要とせず自立した共同生活をおくれる方としております。但し、介護保険における居宅サービスを利用し、施設での共同生活に支障の無い場合は対象となります。

4. 職員の勤務体制

(1) 職員配置体制

従業員の職種	職員数	業務内容	備考
管理者	1名	施設管理に従事し、所属職員を統括する	他事業所と兼務
生活相談員	1名（常勤職員）	入居者の生活上のいろいろな相談に応じる	
介護職員	1名（常勤職員）	生活相談員と共に入居者の処遇に従事する	
調理員	1名（常勤職員）	栄養士指導のもと、給食調理に従事する。	

(2) 職員勤務体制

従業員の職種	勤務体制
管理者	8：30～17：30に常勤で勤務
生活相談員	日勤1 8：00～17：00
介護職員	日勤2 8：30～17：30 日勤3 9：00～18：00 いずれかに常勤で勤務
調理員	業務内容にあわせ常勤で勤務

5. 定員及び施設設備等

(1) 定員および設備

定員	15名
居室設備	トイレ、洗面台、キッチン、電磁調理器 エアコン、ナースコール、
共同設備	浴室、脱衣場、トイレ、洗濯室（洗濯機、洗濯乾燥機） 食堂、集会室
その他行事等により、併設する他の施設の設備を利用する場合があります。	

(2) 協力医療機関

当施設では下記の施設を協力医療機関、ならびに協力歯科医療機関とする。

・協力医療機関

医療機関名	佐伯中央病院
所在地	〒738-0222 広島県廿日市市津田 4180
電話番号	0829-72-1100
診療科目	内科・外科・整形外科・泌尿器科・放射線科 リハビリテーション科

・協力歯科医療機関

歯科医療機関名	ナタリーデンタルクリニック
所在地	〒738-0054 広島県廿日市市阿品 3 丁目 1-1
電話番号	0829-20-3363

6. サービスの概要

種類	内容
食事	<p>当施設では、栄養士の立てる献立表により入居者の状況に応じた食事を提供する。</p> <p>○ 食事時間</p> <p>朝食 8:15～</p> <p>昼食 12:00～</p> <p>夕食 17:30～</p> <p>入居者の状況により、通常食の他、お粥・キザミ食・ソフト食を提供させて頂くことも可能です。</p> <p>食事の居室への持ち帰りは原則として禁止となります。</p>
入浴	<p>入浴は、ケアハウス共同浴室にて下記の時間内で自由に入浴が可能です。</p> <p>入浴時間</p> <p>月曜～日曜 9:00～17:30</p> <p>水曜 10:00～17:30</p> <p>※ 掃除等の衛生管理は職員が行います。</p> <p>※ 時間外の入浴については、状況に応じ相談を行います。</p>
洗濯	<p>洗濯は、ケアハウス内の共同洗濯場にて行って下さい。また感染対策上、消毒が必要と思われるものについては職員に申し出てください。</p>

相談及び援助	入居者及其の家族からの入居者の生活についての相談に応じ、必要な援助の提供に対する支援を行います。
行事	月1回の誕生日会、外出など年間行事に沿った行事を行う他、随時クラブ活動などのレクリエーションを行います。その際に、内容等に応じて入居者の同意の上で実費を頂く場合があります。
夜間管理体制	緊急時は併設施設の職員が対応します。

7. 利用料およびその他の経費

(1) 利用料

当施設における利用料は下記の表の通りとします。

前年の対象収入による階層区分		事務費 (月額)	生活費 (月額)	合計 (月額)
1	1,500,000円以下	10,300円	49,254円	59,554円
2	1,500,001円~1,600,000円	13,400円		62,654円
3	1,600,001円~1,700,000円	16,500円		65,754円
4	1,700,001円~1,800,000円	19,700円		68,954円
5	1,800,001円~1,900,000円	22,800円		72,054円
6	1,900,001円~2,000,000円	25,900円		75,154円
7	2,000,001円~2,100,000円	31,100円		80,354円
8	2,100,001円~2,200,000円	36,300円		85,554円
9	2,200,001円~2,300,000円	41,600円		90,854円
10	2,300,001円~2,400,000円	46,700円		95,954円
11	2,400,001円~2,500,000円	52,000円		101,254円
12	2,500,001円~2,600,000円	59,300円		108,554円
13	2,600,001円~2,700,000円	66,500円		115,754円
14	2,700,001円~2,800,000円	73,900円		123,154円
15	2,800,001円~2,900,000円	81,100円		130,354円
16	2,900,001円~3,000,000円	88,400円		137,654円
17	3,000,001円~	92,900円		142,154円

※上記の表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入を指します。

※利用料については広島県軽費老人ホーム設置運営要綱の改正等により金額が変更される場合があります。

☆注意事項

①夫婦で入居する場合について

夫婦の収入、及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の収入対象とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)と

する。この場合 100 円未満は切捨てとする。

②長期不在の場合

当施設不在期間が 1 週間を超える場合、食事材料代として 1 日 7 6 0 円を還付する。(但し、初日と終日は計算に入れない)

また、法人内の短期入所生活介護事業所を利用した場合、利用期間が 2 泊 3 日を超える場合、食事材料代として 1 日 7 6 0 円を還付する。(但し、初日と終日は計算に入れない)

(2) その他の経費

水道費	基本料金のみ
電気量	一室一ヶ月につき 10kw まで～ 無料 10kw 以上～ 1kw につき 40 円
冬季加算 (暖房加算費)	11 月～翌年 3 月までの 5 ヶ月間について 月額 1 人につき 2,150 円
行事飲料費	実費負担

(3) 利用料金のお支払い方法

上記の利用料金のうち、自己負担分についてを 1 月ごとに計算し、翌月 15 日前後にご請求いたします。お支払いは、請求のあった月の 25 日に金融機関口座からの自動引き落としとなります。都合により口座振り込みの場合は、下記指定口座をお願いします。

振り込みの際の口座

ひろしま農業協同組合 (7 9 9 4) 津田支店 (2 2 7)

口座名義：ケアハウスさいきせせらぎ園 施設長 岩本 聖子

口座番号：(普通) 5 7 0 2 9 2 6

8. 介護事故発生時の対応について

介護事故が発生した場合は、次の「事故発生後の対応フローチャート」(別表 1) の要領で適切に対応します。

9. 火災発生時の対応

万一火災の発生した場合は次の「火災発生時の対応フローチャート」(別表 2) の要領で万全を期して利用者の安全を守ります。

10. 非常災害時対応について

消防計画、土砂災害避難確保計画、非常災害対策計画に基づき、適切に対応します。

11. 衛生管理等について

当施設では、社会福祉法人佐伯さつき会が定める規定に基づき、感染症及び食中毒の予防等の衛生管理に取り組んでいます。また、施設内において感染症及び食中毒が発生

した場合、感染症・食中毒委員会が定めるマニュアルに基づきそのまん延防止の対策を行います。

12. サービス提供の記録・閲覧について

入居者に提供したサービスについて記録を作成・保管するとともに、入居者より希望があった場合、所定の手続きに基づき閲覧することが出来ます。

13. 個人情報の取り扱いについて

当施設では、法人が定める規定に基づき個人情報を取り扱う事とします。

14. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償はいたしません。

15. その他の重要事項について

(1) 身体拘束

入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行為は行いません。やむを得ず緊急の為拘束する場合には、入居者や家族に内容、目的、理由等を説明し、その様態及び時間、心身の状況、理由等を記録するものとします。

(2) 身上の変更の届け出について

入居者は、入所後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに施設に届け出て下さい。

16. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

本園お客様相談コーナー	電話番号 0829-72-2700 FAX 番号 0829-72-2705 窓 口(総務課) 古井有希 対応時間 8:30~17:30
-------------	--

本園の第三者委員	藤澤 美百合 TEL 090-3888-9205 永尾 好彦 TEL 0829-72-1871 大西 美千代 TEL 0829-74-0553
----------	---

(2) 公的機関においても、次の期間において苦情も申出等が出来ます。

広島県健康福祉局 医療介護基盤課法人指	所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 電話番号 082-513-3199
------------------------	--

17. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施
- (2) その他虐待防止のための必要な措置

18. 施設利用にあたっての注意事項

居室設備等の利用 について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室や設備等は、その本来の用途に従って丁寧に使用してください。 ・ 防災等の理由により、廊下等の共有部にはものを置かないで下さい。
喫煙について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室内は全て禁煙となります。喫煙は所定の喫煙スペースにて行ってください
掃除について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室の掃除は各自で行ってください。
来訪・面会について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の用紙に必要事項を記入して職員室に持参してください。 ・ 深夜・早朝の面会は、防犯上の理由等により受け付けておりません。深夜・早朝の面会を希望される場合は、事前にご連絡下さい。
外出・外泊について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出する際は、所定の用紙に記入し職員まで届け出てください。外泊される場合は原則として外泊開始日の前日までに、外泊期間・外泊先・用件・帰園時の食事の有無等について、所定の用紙に記入し職員に提出してください。 ・ 予定の変更があった場合は速やかに施設の方まで連絡をお願い致します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設で実施する定期健康診断は必ず受診してください。 ・ 体調等に異変が生じた場合は職員まで申し出て下さい。
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設ではすべての生き物を飼うこと、野生の動物に餌を挙げるなどの行為はすべて禁止です。
政治・宗教・営業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の入居者や職員に対し、宗教活動・政治活動等の行為は固く禁止します。
日常生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアハウスでの共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図ることにより、他の入居者に迷惑を及ぼさないようにしてください。
援助・相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者からのご相談やご要望には、職員ができる限り対処するように努めますが、原則として介護・家事等の直接援助、施設サービスに関わらない入居者個人の手続き等の代行は行いません。その為、援助・相談の内容によってはご家族等の協力を要する場合があります。

19. 退去について

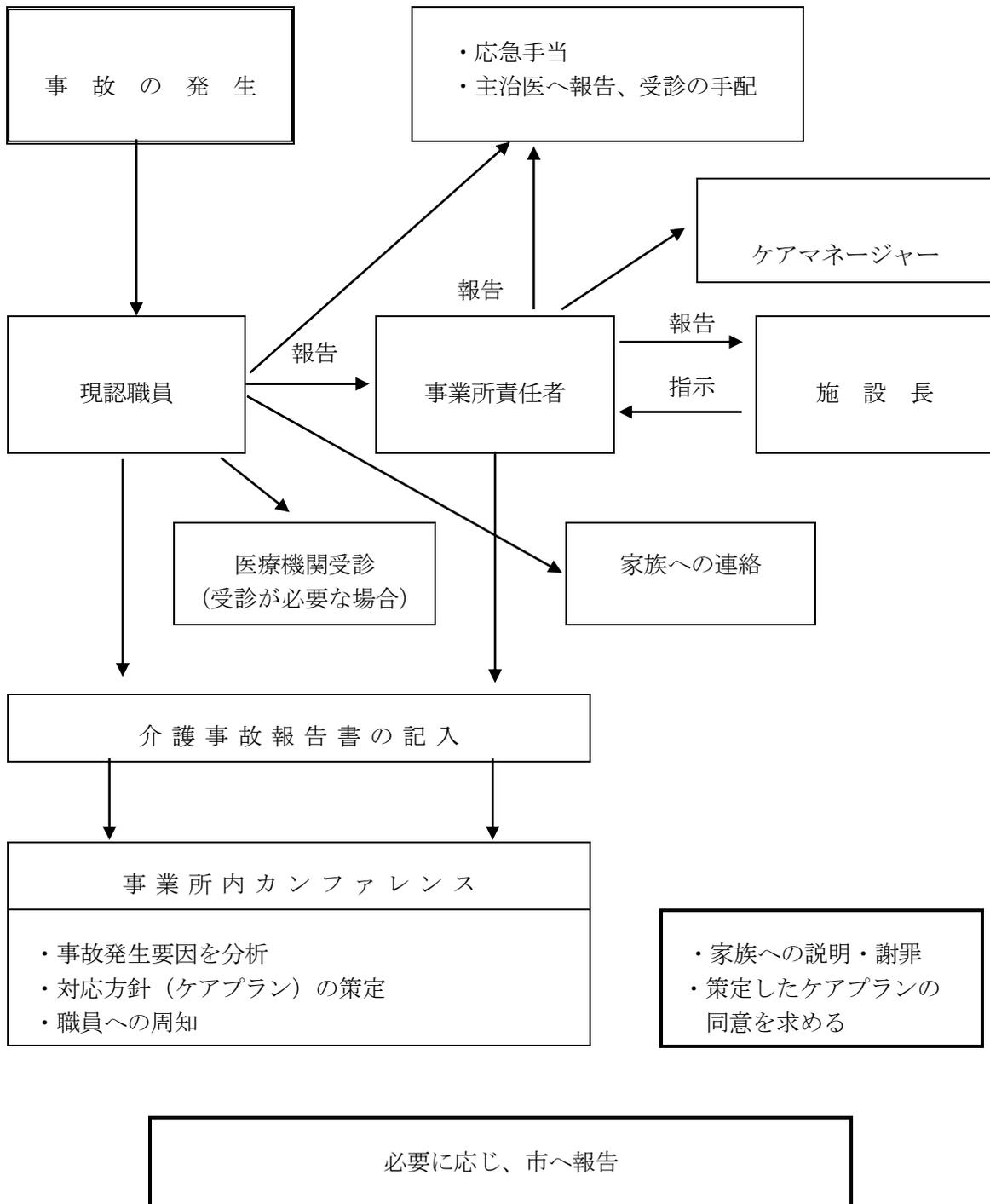
入居者から退所の申し出があった場合、入居契約書に基づき、手続きを行います。退所に際しては、原則として希望日より30日前までに申し出てください。

また、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に危害等の迷惑をかける恐れがある行為、入居契約書・重要事項説明書の定めに違反する行為を行った場合、契約に基づく猶予期間を置き退所して頂く場合もあります。

なお、退所の際には、居室修繕費として改修にかかった費用の実費を徴収させていただきます。

「別表 1」

事故発生後の対応フローチャート



「別表 2」火災発生後の対応フローチャート(本文 18 ページに記載)

